

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則
 岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(危機管理課) 八九ページ
 (税 務 課) 八九

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 九〇

公 示

システム統括運用管理委託業務の仕様書案に対する意見招
 請に関する公示

(情報企画課) 九一
 (環境生活政策課) 九一
 (商業流通課) 九二
 (美 術 館) 九三

特定非営利活動法人の設立認証申請
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 落札者等に関する公示

規 則

第 二 千 百 二 十 一 号
 平 成 二 十 二 年 二 月 九 日
 (火曜日)

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県広域防災センター管理規則の一部を改正する規則

岐阜県広域防災センター管理規則(昭和五十七年岐阜県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項第一号を次のように改める。
 - 一 毎月第三日曜日を除く日曜日、月曜日及び土曜日
- 第三条第一項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(ただし、毎月第三日曜日を除く)。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の十四第七項第一号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	一級、二級、三級	一級、二級、三級
--------	----------	----------

第八十二条の十四第七項第二号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	特別項症、一項症、二項症、三項症	特別項症、一項症、二項症、三項症
--------	------------------	------------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岐阜県条例施行規則（以下「新規規則」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 新規規則の規定中自動車税に関する部分は、施行日以後に課すべき自動車税について適用し、施行日前に課する自動車税については、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町長滝字大門五九の四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町上田字宮ノ洞一九二九から一九三二まで、一九三三の一、一九三四、

字前平一三八〇の二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

システム統括運用管理委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

システム統括運用管理委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 システム統括運用管理委託業務 一式
- 2 意見の提出方法等
 - (1) 提出期限 平成22年3月2日(火)午後5時(郵送の場合は必着のこと。)
 - (2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県総合企画部情報企画課システム担当
電話 058 272 1111 (内線2277)
- (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。
- 3 仕様書案の交付期間及び交付場所
 - (1) 交付期間 平成22年2月10日(水)から平成22年2月22日(月)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで
 - (2) 交付場所 2の(2)に同じ。
- 4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。
- 5 Summary

- (1) Subject of the materials to be put forward for comment: Systems standardization, operation, and administration
- (2) Date, time and place for the distribution of materials for comment: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 10 February 2010 through 22 February 2010 (excluding weekends and national holidays) at the System Section, Information Policy Planning Division, Department of Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government (see (4) below)
- (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 2 March 2010.
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 2 March 2010.)
- (4) For further information, please contact:
System Section, Information Policy Planning Division, Department of Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2277

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Wildlife Service Japan
- 三 代表者の氏名 鈴木 正嗣
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良三〇九一番地一 六本松住宅四号棟
四〇一号室
- 五 定款に記載された目的 この法人は、近年急増する野生動物による自然環境および農林業等の被害に対して、野生動物保護管理を科学

的に実施するための事業を行い、人と野生動物との適正な関係の構築を目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年二月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年一月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋鉄道株式会社

三 建物の名称及び所在地

パレマルシェ西可児

可児市帷子新町二丁目二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パレ

代表取締役 東山和典

(変更後) 株式会社パレ 代表取締役 神吉康成

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年二月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年一月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社サン・ストラッセ

三 建物の名称及び所在地

サンサンシテイマーゴ

関市倉知五一六番地

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一六〇四台

(変更後) 一六〇四台 (位置の変更)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 十箇所

(変更後) 十二箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年二月九日から四月間岐阜県商工労働部商業流

通課及び中濃振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年一月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

名古屋鉄道株式会社

三 建物の名称及び所在地

パレマルシエ西可児

可児市帷子新町二丁目二番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時三〇分まで

(ただし年間十日は午前九時から午後九時三〇分まで

年間六十日は午前九時三〇分から午後九時三〇分まで)

(変更後) 午前七時から午後九時三〇分まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年二月九日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品及び数量

小型免震台	10台
小型免震付展示台	15台
中量型免震付展示台	1台

傾斜型覗きガラスケース

6台

保存箱収納棚

6台

幅広収納棚

1台

一般収納棚(汎用型)

4台

大型絵画収納台

8台

一般収納棚(工芸用)

4台

鞆装、屏風収納棚

10台

仮置棚

1台

片持ち棚

2台

作業台

6台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成21年11月4日

4 落札者を決定した日 平成21年12月15日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜市柳津町流通センター丁目8番地4

株式会社インフォアーム

代表取締役 辻 博文

6 落札金額 61,950,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県美術館総務部

(2) 所在地 岐阜市宇佐4丁目1番22号

平成二十二年二月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社